

青森県誘致企業本社機能移転促進費補助金

1 概要

企業の立地を促進し、産業の振興及び県民の雇用機会の拡大を図るため、誘致企業が本社機能を県内へ移転する際の人財確保や従業員等の転居に要する経費の一部を補助します。

※本社機能：調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、研究所、研修所

2 制度内容

(1)対象

①対象企業

○県の誘致企業

②対象業種

○製造業、頭脳立地業種、研究開発型企业、医療・健康福祉関連業種及び農工ベストミックス関連業種等

(2)補助内容

区分	補助対象経費	補助金の額
新規雇用経費	新規地元雇用者を常時雇用者として雇用するのに要する経費で、次の全ての要件を満たすもの ア 5人以上雇用（退職者補充のための雇用を除く）するもの イ 雇用期間が1年以上であるもの	新規地元雇用者の数に500千円を乗じて得た額又は15,000千円のいずれか低い額以内の額
転居経費	従業員及びその家族の県内への転居（1年以上居住するものに限る。）に係る経費を企業が負担する経費で、次のいずれかの要件を満たすもの ア 新規雇用経費の対象となるもの イ 転居する世帯数が5以上のもの	補助対象経費の1/2に相当する額又は15,000千円のいずれか低い額以内の額。ただし、1世帯当たり500千円を上限とする。

3 問い合わせ先

青森県商工労働部産業立地推進課 TEL 017-734-9381